

成田市立遠山小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義

いじめの定義とは、「児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

2 基本理念

（1）いじめの禁止

「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という一貫した強い姿勢を貫き、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めるとともに、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。

また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るし、被害者と加害者が入れかわることもあり得る」という危機意識を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われないようにする。

（2）方針

「いじめられている子どもの立場に立ち、子どもの心の痛みを親身になって受け止め、最後まで徹底して守り抜く」という姿勢で、教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服する。

3 いじめ防止等の対策ための施策

（1）いじめ防止等の対策ための組織

① 生徒指導情報交換会議

ア 構成メンバー

全職員

イ 役割

- ・職員会議後に、全学年児童についての生徒指導上の情報交換を行う。

② いじめ対策委員会＝（生徒指導委員会）

ア 構成メンバー

校長・教頭・教務・生徒指導主任・養護教諭・対象学年担任

スクールカウンセラー・教育相談員

イ 役割

- ・情報の共有、いじめへの対応策の検討、いじめの未然防止に向けての取組
- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学年、学級内に起きたいじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や児童等の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有関係のある児童等への事実関係の聴取、指導や支援体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ・「重大事態の調査」の母体組織

- ・毎週1回（火曜日）に開催，緊急を要する場合は，校長が必要に応じて開催日を決
定する。
- ・いじめの内容により，外部機関も構成メンバーに入れて会議を開き，対応策を検討
する。

（２）いじめの未然防止に向けた取組

① 道徳教育・体験活動の充実

道徳の時間の指導内容を重点化し，日頃から計画的に「思いやり」「信頼」「友情」「生命尊
重」等の内容を充実していく。また，発達段階に応じた適切な資料を選定し，児童等の心に響
く道徳の時間となるよう工夫・改善を図る。

指導にあたっては，教え込むのではなく，学んだことから自分自身を振り返らせること，自分
を見つめさせることができるよう指導にあたる。

② いじめの防止等の啓発活動

児童等及び保護者並びに教職員に対し，いじめを防止することの重要性について理解を深
めるため，全職員に「学校いじめ防止基本方針」を周知・徹底を図るとともに，それらを学校ホ
ームページ，入学式やPTA総会，学級懇談会，学校便り等により積極的に公表する。

③ 保護者や地域に開かれた学校づくり

いじめ防止の取組や学校生活について，定期的な情報交換等，学校と保護者・地域が積極
的に相互協力できる関係づくりを進める。

④ 教職員の人権意識の向上と多角的な児童生徒理解

日々の教育活動の中で児童等に指導する際，配慮に欠けた言動がないかを見つめ直し，
人権意識の向上に努める。また，児童等と接するときは，その心に寄り添い，共感的な理解と
共に多角的な児童理解に努める。

⑤ 規範意識の醸成

学校生活を営む上で必要な規律について，全教職員の共通理解・共通行動のもとに，
その維持を図る。その際，児童生徒自らが規範の意義を理解し，それらを守り行動する
という自律性を育む。

また，他者の生命や安全を脅かすような問題行動・非行行為については，学校組織と
して毅然とした対応を行う。（命を大切にするキャンペーン・人権週間の活用）

⑥ 実践的な校内研修の実施

いじめ防止等のための対策についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために，
事例研修やカウンセリング演習など実践的な校内研修を積極的に実施する。

また，外部機関と連携した教員の研修を実施し，いじめ対応やいじめ認知の仕方に差
異が出ないよう共通理解を図る。

⑦ 自己有用感・自己存在感を味わわせる学級づくり

日々の授業や行事を通して望ましい人間関係を築くとともに，「活躍の場面」，「互いに
認め合うことができる場面」を積極的に設定し，「人は誰もが価値ある存在」であること
を実感できる学級経営，集団づくりを積極的に推進する。

⑧ 問題解決力の育成

議論や討論をとおして問題を解決する力を身に付け，いじめ問題を解消していくための自
主的・主体的な活動に取り組ませる。

⑨ コミュニケーション能力の育成

ボランティア活動、異年齢集団での活動等、他者と深くかかわる体験を重ね、コミュニケーション能力や問題解決能力等を高める活動を行う。

⑩ インターネットを通じて行われるいじめに対する対応の充実

学習指導要領の内容を踏まえ、各教科等の指導の中で、小学校低学年から発達段階に応じて情報モラル教育を計画的に実施する。指導にあたっては、外部の専門家を講師として招くなどの研修を実施し、教員の指導力の向上を図る。

また、携帯電話等の利用に関する危険性や携帯電話の利用に関しての家庭におけるルールづくり等について保護者への啓発を図る。

※外部機関を活用しての情報モラル教室を実施する。児童及び保護者も参加。

(3) いじめの早期発見

ア 小さなサインを敏感に受け止める

教師自身が常にいじめはどの子にも、どんな学級でも起こり得るものであることを十分に自覚し、日頃から児童等が発する小さなサインを見逃さないようにする。

外見的には「けんか」に見えることでも、その背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目して状況を確認する。

また、「いじめ早期発見のためのチェックリスト（教師用、家庭用）」を活用し、定期的に児童等の状況を把握する。

イ 定期的な調査と教育相談

定期的に児童・保護者等への「いじめアンケート調査（児童用、保護者用）」や聴き取りを行い、実態把握に努める。

また、アンケート調査実施後に教育相談を実施するなど、きめ細やかな対応に努める。

※スクールカウンセラーによる個別の教育相談を実施する。

ウ 相談体制と相談窓口

相談窓口や心の相談箱等を設け、どんな小さなものでも当該児童等や周囲からの訴えを親身になって聴き取る。保護者や地域からの訴えを真剣に受け止め、迅速に対応する。

また、校外における相談窓口も含め、学校だより等に定期的に掲載し、保護者や児童等への周知を図る。

<校内>

① いじめ相談窓口

学級担任・生徒指導主任・養護教諭

② 学校生活相談窓口（学校生活全般を含む）

担当者 教頭 0476-35-0022

<校外>

① 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310

② 教育相談専用ダイヤル 043-223-4055

4 いじめを認知した場合の対応

(1) 報告連絡体制

いじめの相談機関や保護者等からいじめの通報を受け、児童等がいじめを受けていると思われるときは、事実の有無の確認を行うための措置を講ずる。

事実確認と報告

速やかに事実の有無の確認を行い、その結果を教育委員会に報告する。

(2) いじめ被害者への対応

① 親身かつ迅速な対応と支援

- ・ 最後まで絶対に守り抜くという方針で支援する。
- ・ 最も信頼関係のある教職員（担任等）が対応する。
- ・ つらさや悔しさを十分に受け止める。
- ・ 具体的な支援内容を示し、安心感を与える。
- ・ 良い点を誉め、励まし、自信を与える。
- ・ 「あなたにも原因がある」、「がんばれ」等の指導や安易な励ましはしない。

② 学習支援

- ・ 教室に入れない場合は、別室登校や別室授業等を行い学習の機会の確保に努めるとともに、教室への受け入れが早期に行われるよう学級指導等を行う。
- ・ いじめを原因として、登校できない状態が続いた場合は、適応指導教室等での学習や家庭学習に対する学習支援を行うなどして、学習の機会を最大限に保証する。

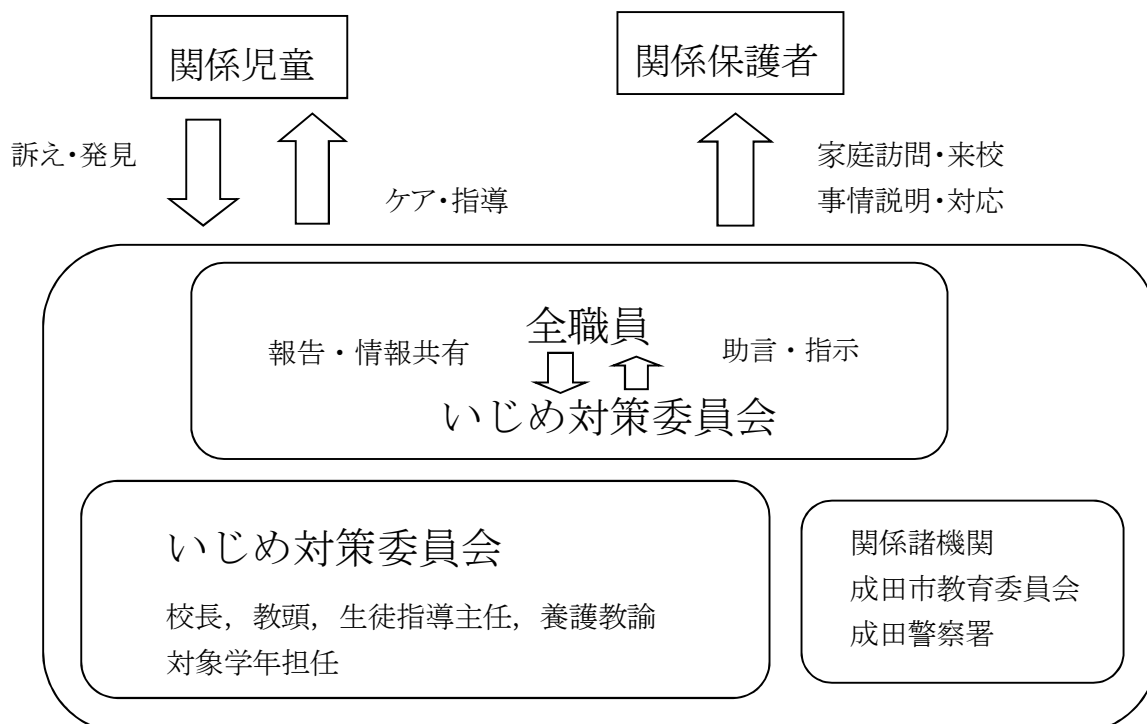
③ 心のケア

- ・ 心理的ケアを十分に行う。（教育相談員、スクールカウンセラー、成田市教育センターの臨床心理士等の活用）

【指導上の留意点】

- * 「いじめられる方にも問題がある。」「いじめは昔からあり、いつの時代にも存在するものである。」といった考えで、問題を軽視しない。
- * プライバシーの保護（個人情報）には、細心の注意を払う。

(3) 対応図



(4) いじめ加害者への対応

① いじめの態様に応じた指導・支援

- ・ いじめの事実関係、背景、動機等をしっかり確認する。
- ・ 不満や不安等の訴えを十分に聞くとともに、事実はしっかり認めさせる。
- ・ いじめの非人間性やいじめは人権侵害行為であること、いかなる理由があっても「いじめは絶対に許されないこと」を、理を尽くし冷静に論ずる。
- ・ いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・ いじめられた相手の心の痛みや苦しみに気付かせ、自分のとった言動を反省して謝罪することができるように導く。
- ・ 必要があると認めるときは、いじめを行った児童等をいじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等の措置を講ずる。

② 心のケア

- ・ いじめを行う理由や欲求不満を取り除くような継続的な指導を行うとともに、今まで以上の関わりを持つように努める。

【指導上の留意点】

- * 注意、叱咤、説教だけで終わらせない。
- * 命令口調で指導したり、追い詰めたりしない。
- * 教師の価値観や体験のみでいじめかどうかを判断しない。
- * みんなの前でいじめた児童等を非難しない。
- * 過去を引き合いに出したり、兄弟姉妹と比較したりしない。
- * 体罰は、絶対行わない。
- * 子どもの人格を否定するような発言はしない。
- * 何もかも「いじめ」と決めつけない。

(5) 傍観者への指導

① 当事者意識の高揚

- ・ 学級や学年等集団全体の問題として対応していく。また、いじめの問題に教師が本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- ・ いじめを周りではやしたてたり、見て見ぬ振りをしたりする行為も、いじめ行為への荷担と同じであることに気付かせる。
- ・ いじめの事実を告げることは、つらい思いをしている友だちを助けることであり、人間としての当たり前の行動で、人権と命を守る立派な行為であることを認識させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。
- ・ いじめられている側の心の痛みや苦しみを理解させ、いじめを止められなかった自分たちの行動について気付かせる。

② 共感的人間関係づくり

- ・ 異年齢集団によるピア・サポート活動やソーシャルスキルトレーニング等の活動を通して、コミュニケーション能力や仲間意識・連帯感が深まるよう指導する。

(6) 被害児童の保護者への対応

- 保護者との信頼関係の構築を図る。

- ・ 保護者にいじめの事実を正確に伝える。
- ・ 本人を絶対を守るという姿勢を示す。
- ・ 学校としての解決に向けた具体的な方針と対応策を説明する。
- ・ 指導に誤りがあった場合は、謝罪する。
- ・ 定期的に家庭と連絡をとり、学校の取組の経過や家庭での様子についてきめ細かに情報交換を行う。

(7) 加害児童の保護者への対応

- ① 事実関係を正確に伝える。
 - ・ 憶測で話をしない。
 - ・ 問題とは直接関係ないことまで話を広げない。
- ② 保護者の心情を理解する。
 - ・ 保護者の心情（怒り、不安、自責の念等）を十分理解しながら対応する。
 - ・ 子どものよさを認め、親の苦労も十分ねぎらいながら対応する。
- ③ 学校の指導方針を示し、具体的な助言をする。
 - ・ 被害者への謝罪の意義、子どもへの対応方法等を保護者の意向を踏まえ助言する。
 - ・ 教師と保護者が共に子どもを育てるという姿勢を示し、子どもの立ち直りに向けた具体的な助言を行い、協力を得る。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の基準

個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断する。また、いじめを受けた子どもの状況に着目して判断し、次のような場合を判断基準の一つとする。

- ア 児童等の自殺企図や未遂、実行の場合
- イ 身体に重大な傷害（自傷行為を含む）を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

(2) 発生の調査報告

ア 調査組織の招集

重大事態が生じた疑いがある場合は、速やかに、教育委員会に一報を入れる。その後、「いじめ虐待防止対策会議」のメンバーの招集が必要であれば、速やかに召集し対応する。

イ 事実関係を明確にするための調査と報告

事実関係を明確にするために質問票を使用し、「いじめ対策委員会」が調査を行い、調査によって明らかになった事実関係を、速やかに教育委員会に報告する。

ウ 保護者等への情報提供

いじめを受けた児童等やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係についていじめを受けた児童等やその保護者に対して説明をする。情報提供に当たっては、ほかの児童等のプライバシーに配慮し、関係者の個人情報に十分配慮し提供する。

(3) 調査結果を踏まえた必要な措置

ア 関係機関との連携

必要に応じて、児童相談所や警察、法務局等と連携を図りながら問題解決に当たる。
また、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、早期に警察へ相談し、連携して対応にあたる。児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときは、直ちに警察へ通報する。

イ 再発防止

いじめが解決したと見られる場合でも、気付かないところで陰湿ないじめが続いていたり、再発したりすることもあることを認識し、表面的な変化で判断せず、継続して十分な注意を払い見守っていく。また、解決したと思われる後も、定期的に保護者に学校の様子を報告する。

6 いじめ問題解決後の取り組み

- (1) いじめが解決したと見られる場合でも、気付かないところで陰湿ないじめが続いていたり、再発したりすることもあることを認識し、表面的な変化で判断せず、継続して十分な注意を払い見守っていく。
- (2) 解決したと思われる後も、定期的に保護者に学校の様子を報告する。

7 自殺防止

自殺が現実起きてしまう前に子どもは必ず「助けて」と必死の叫びを発する。子どもたちが発している救いを求める叫びに気付く、周囲との絆を回復することこそが、自殺予防につながる。一人で問題を抱え込まずに、周囲の同僚たち、子どもの家族、医療従事者などと協力してこの危機にチームワークで向き合うことが大切である。

8 学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価

(1) 公表

学校いじめ防止基本方針は、ホームページ・学校便り・PTA 総会・保護者会・地域ミニ集会等で公表する。

(2) 学校評価等

いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行い、いじめの未然防止、早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価を行う。なお、いじめの防止等のための対策を取り扱うに当たり、いじめの事実を隠蔽しない。

(3) 基本方針の見直し

年度末に、「生徒指導委員会」で基本方針の見直しを行い、全職員と共通理解を図る。

令和 2年3月27日改定
令和 3年3月30日改定
令和 4年3月30日改定
令和 5年3月30日改定
令和 6年3月29日改定